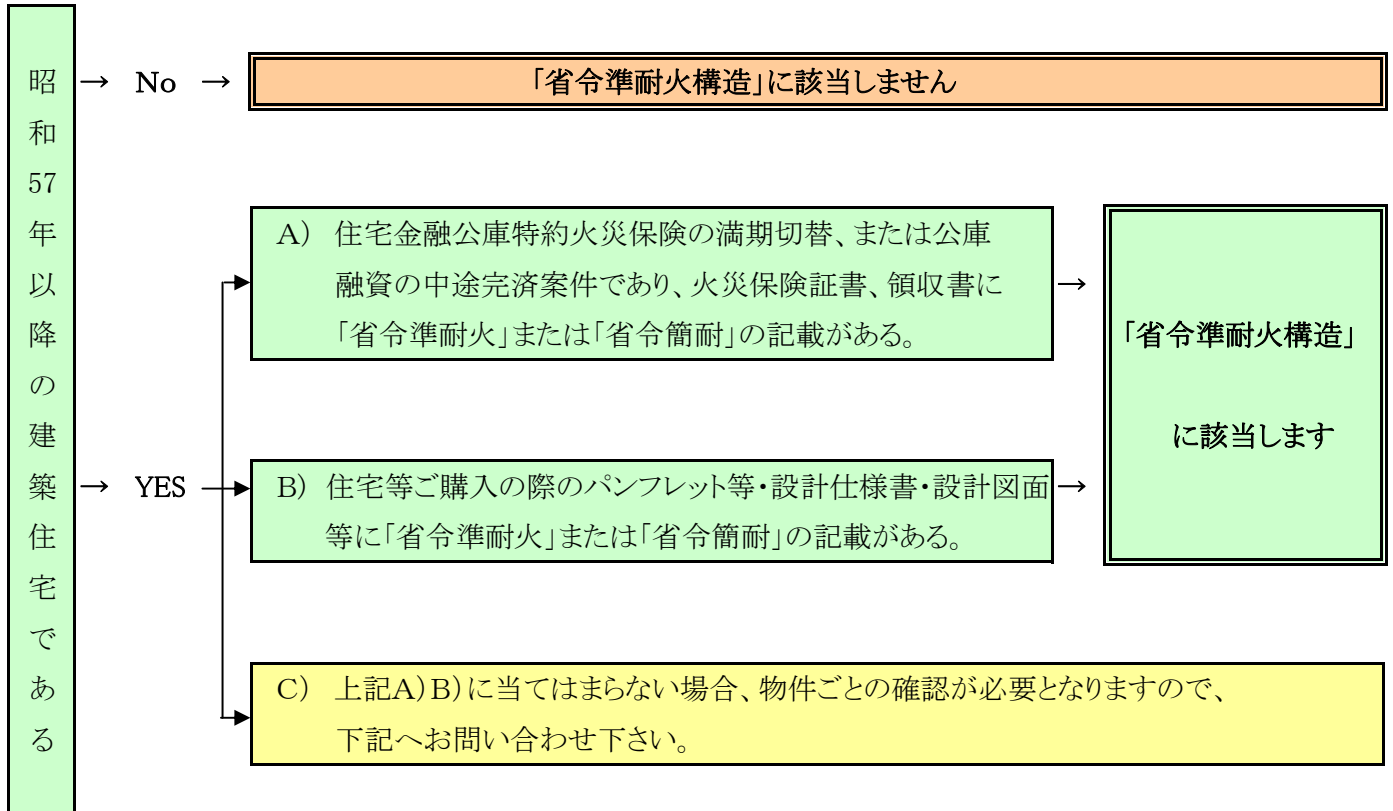


# 《 ダイケンホームで建築された住宅に関する 火災保険・「省令準耐火構造」該当有無のお問い合わせについて 》

昭和57年の住宅金融公庫法の改正で、工事標準仕様を満たした2×4工法住宅および木質プレハブ住宅は、「省令簡易耐火住宅」(平成5年以降「省令準耐火構造」)として定められており、火災保険料の割引対象となります。

ダイケンホームで建築された住宅につきましては、以下のフローチャートに沿ってお問い合わせください。



※ 上記A)～C)に該当する場合で、保険会社へ提出する「省令準耐火構造証明書」に建築業者印が必要な方は、保険会社より書類を入手の上、下記へご送付ください。

《お問い合わせ窓口》  
ダイケンホーム&サービス株式会社 総務経理部  
〒530-8210  
大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ21階  
TEL:06-6452-6540 FAX:06-6452-6550